光　市　記　者　発　表　資　料

平成２７年7月２４日

件　　名	光市空き家情報バンク制度の実施について
内　　容	

市内への移住・定住の促進と地域の活性化を図るために、市内の空き家を活用した、市外在住の移住希望者向けの住宅情報提供制度「光市空き家情報バンク制度」を開始します。

１　制度概要

市内の空き家を貸したい・売りたい人から、空き家情報を募集し、本市への移住を希望する市外在住の人に情報提供する制度です。

なお、物件の利用に関する交渉や契約等には、市は関与せず、当事者間の責任で行っていただきます。

２　登録対象となる空き家

市内に立地する賃貸・売買可能な空き家（空き家予定の物件も含む）

※当初より賃貸・分譲を目的として建築された借家などを除きます。

※土地等の利用制限がある場合など登録できない場合もあります。

３　空き家情報を登録するには

光市企画調整課に設置又は市ホームページ掲載の専用登録申込書に、必要事項をご記入いただき、添付書類と併せて、光市企画調整課にご提出ください。後日、職員が現地調査を行い、登録可否の判断いたします。

４　空き家の利用対象者

光市への移住希望者（市外在住の人に限る）

５　空き家を利用するには

光市企画調整課に設置又は市ホームページ掲載の専用登録申込書に、必要事項をご記入いただき、添付書類と併せて、光市企画調整課にご提出ください。

６　その他

現在、市内の空き家情報を募集しています。空き家をお持ちの方で、当バンク制度にご協力いただける方は、是非、登録を検討ください。

※詳細については「光市空き家情報バンク制度要綱」（市ホームページ記載）をご覧ください。

問 合 せ　　光市政策企画部 企画調整課 企画係　担当：山根　雅史

（０８３３）７２－１４００　（内線 ２３２）

制度フロー図

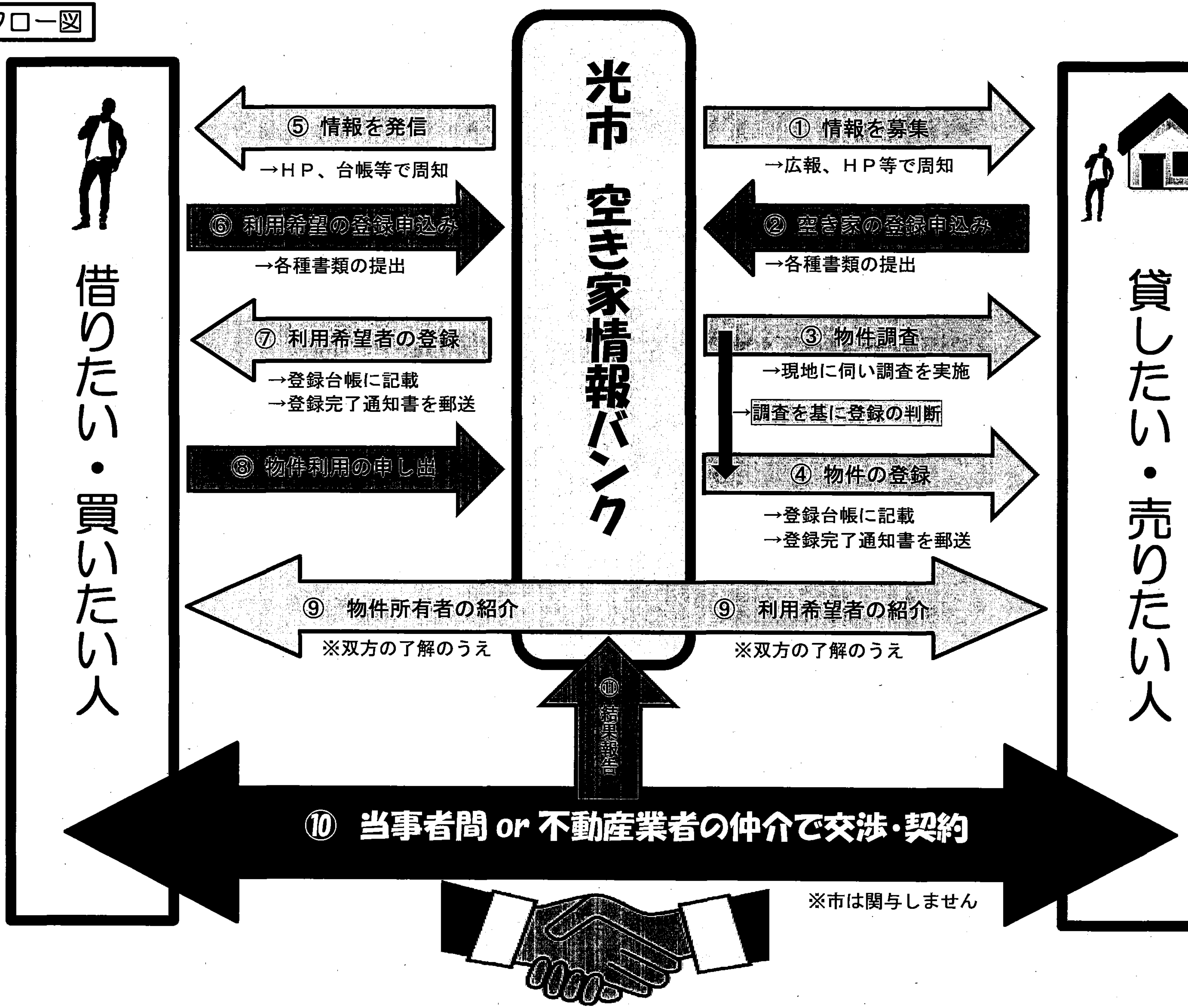
光市 空き家情報バンク
借りたい・買いたい人
貸したい・売りたい人
① 情報を募集
→広報、ＨＰ等で周知
② 空き家の登録申込み
→各種書類の提出
③ 物件調査
→現地に伺い調査を実施
→調査を基に登録の判断
④ 物件の登録
→登録台帳に記載
→登録完了通知書を郵送
⑤ 情報を発信
→ＨＰ、台帳等で周知
⑥ 利用希望の登録申込み
→各種書類の提出
⑦ 利用希望者の登録
→登録台帳に記載
→登録完了通知書を郵送
⑧ 物件利用の申し出
⑨ 物件所有者の紹介
※双方の了解のうえ
⑨ 利用希望者の紹介
※双方の了解のうえ
⑪ 結果報告
⑩ 当事者間 or 不動産業者の仲介で交渉・契約
※市は関与しません